

(仮称)ビワイチ推進条例(素案)

1 目的

ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 定義

ビワイチ、自転車、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の定義を定める。

3 基本理念

- (1)琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光振興および地域活性化が図られるものであること。
- (2)国内外から本県を訪れるサイクリスト等一人ひとりが安全に、安心して、快適にビワイチが楽しめるよう環境を整備すること。
- (3)地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。
- (4)本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用すること。
- (5)健康増進および環境保全意識の醸成に資するよう配慮すること。
- (6)国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の適切な役割分担および連携が確保されていること。
- (7)ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれにおける自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

4 責務、役割

県、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体、県民の役割や責務について定める。

5 連携協力

国・市町等との連携協力、広域的な連携協力

6 基本方針

県はビワイチ推進施策を進めるための基本方針を策定する。

- (1)ビワイチの推進における目指す姿
- (2)ビワイチの推進に関する施策の基本的事項
- (3)ビワイチの推進に関する施策の内容

7 基本的施策

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ビワイチの推進による誘客の促進 | ・ビワイチルートの設定および整備 |
| ・観光資源の活用によるビワイチの推進 | ・ビワイチルートに係る拠点施設等の整備 |
| ・ビワイチ推進のための魅力情報の発信 | ・安全対策 |
| ・人材の育成によるビワイチの推進 | ・サイクリスト等の利便性の向上 |

8 その他

- | | |
|---------|----------|
| ・ビワイチの日 | ・推進体制の整備 |
| ・調査分析等 | ・財政上の措置 |